

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長  
(公印省略)

「規制改革実施計画」等に基づく押印等見直しに伴う自動車登録等関係事務の取扱いについて

「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、申請書等（自動車ユーザーやその代理人から登録窓口へ提出される、申請書その他自動車登録等の申請又は届出に関する書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印及び署名の見直しを進めてきたところ、今般、関係政省令、告示及び自動車局長通達については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 363 号）」、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号）」、「自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示等の一部を改正する告示（令和 2 年国土交通省告示第 1567 号）」及び「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和 2 年国自総第 283 号）」により改正し、関係自動車情報課長通達については、本通達により下記によることとした。このため、令和 3 年 1 月 1 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

記

1. 自動車情報課長通達の規定による自動車登録等関係事務に係る申請書等については、押印及び署名を不要とする。ただし、印鑑に関する証明書の提出とともに求められている押印は除く。
2. 本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
3. 本通達は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

以上